

広島市教育委員会告示第9号
令和7年3月27日

広島市文化財保護条例（昭和43年広島市条例第20号）第3条第1項の規定により、令和7年3月27日付けで別記の物件について、広島市指定重要文化財に指定したので、同条例第3条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（建造物）
名 称	ふくおうじにおうもん 福王寺仁王門
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
員 数	1 棟
概 要	桁 行 約 6 . 9 8 m （三間） 梁 間 約 4 . 0 5 m （二間） 建築様式 三間一戸楼門、入母屋造、銅板葺 推定建築年代 江戸時代中期
文化財的価値について	広島県内に現存する楼門の多くが、江戸時代以前または幕末に建築されたものである中、この仁王門は、当時、楼門建築が強く規制されていた江戸時代に建築された稀有な存在であることから、貴重な建造物である。

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（建造物）
名 称	ふくおうじくまのгонげんしゃ 福王寺熊野権現社 つけたり 附 むなふだ 棟札
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
員 数	1 棟（棟札 1 枚）
概 要	拝殿の後方に本殿を接続した、凸字型の平面をとる。 拝殿 桁 行 約 4 . 6 3 m （三間） 梁 間 約 3 . 1 9 m （二間） 建築様式 入母屋造、向拝一間、銅板葺 推定建築年代 江戸時代中期 本殿 正 面 約 3 . 2 4 m （一間） 側 面 約 3 . 5 6 m （二間） 建築様式 切妻造、妻入、銅板葺 推定建築年代 江戸時代末期
文化財的価値について	広島市内に同時代の社寺建築は少なく、神仏分離によって破却されることなく残った寺院の権現社として極めて貴重であり、棟札によって建築年代や関わった大工などが明らかであることも含めて、貴重な建造物である。

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（彫刻）
名 称	もくぞう あ み だ によらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像
所在地	広島市中区土橋町２番４号
所有者	氏名 宗教法人浄國寺 住所 広島市中区土橋町２番４号
員 数	１ 軀
概 要	ヒノキ材。彫眼。一木割剥ぎ造（正中剥ぎ）。漆箔仕上げ。 像高 96.3cm（総高 147.6cm） 時代 平安時代後期（１２世紀）
文化財的価値について	本像は、衣文や面貌の表現、体軀のバランスなどから考察するに、平安後期の作と判じられ、両手首先などに後補が認められるものの、像全体のバランスを崩すものではなく、保存状態も極めて良好な優品である。

広島市指定重要文化財

指定区分	広島市指定重要有形文化財（歴史資料）
名 称	さどううえだそうこりゅうかんけいしりょう 茶道上田宗箇流関係資料
所在地	広島市西区古江東町 2 番 1 0 号
所有者	氏名 公益財団法人上田流和風堂 住所 広島市西区古江東町 2 番 1 0 号 氏名 宗教法人浅方社 住所 広島市西区古江東町 2 番 1 0 号
員 数	8 2 点 (絵画 2 0 点、陶磁器 1 0 点、染織 4 点、漆工 3 点、 金工 1 0 点、木竹工 1 2 点、書跡 6 点、古文書 5 点、 石造物 8 点、その他茶道具 4 点)
概 要	茶道上田宗箇流関係資料は、桃山時代から江戸時代初期の武将茶人である上田宗箇（1563～1650）が開いた茶道上田宗箇流を、流祖宗箇から広島藩浅野家の家老職を代々務めながら今日まで途切れることなく継承している上田家に伝来した、茶道具を中心とした流派の歴史を物語る道具類などで構成される。
文化財的価値について	本資料は、茶道上田宗箇流が近世広島の武家文化を象徴するものであり、現代まで伝承されてきた証となる歴史資料として広島文化史上価値が高く、日本茶道史研究にも寄与するものである。